第２号意見書案

地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書

かつて特権的と批判された地方議会議員の年金制度は、財政収支の悪化により平成23年６月に廃止された。しかしながら、平成27年度から全国都道府県議会議長会等から議員の年金制度を再び導入しようとする動きが始まり、これまで47都道府県の内33都道府県議会で地方議会議員の厚生年金加入を求める意見書が可決された。令和６年11月には、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の三議長会で地方議会議員の厚生年金への加入を求める決議がなされたところである。この決議では、議員のなり手不足を打破するため、地方議会議員の厚生年金への加入を早急に検討すべきとし、家族の将来や老後を心配することなく議員に立候補できるようにすることが喫緊の課題とのことである。

住民に開かれた地方議会の実現に向け、如何に多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画する議会を実現することが今日的課題ではある。しかし、他の都道府県議会等でこのような動きがある中、大阪府議会は地方議会議員の厚生年金加入について一貫して反対の姿勢を示してきた。令和元年10月に大阪府議会で可決した「新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書」でも述べたとおり、地方議会議員の厚生年金加入を認めると、厳しい財政状況にある地方自治体に事業主負担という新たな負担を強いることになるからで、仮に、現大阪府議会議員が厚生年金に加入した場合は、元議員等への旧議員年金制度に基づく年金支給に加えて毎年約1.3億円もの新たな公費負担が生じる。

そもそも我が国の公的年金制度は、現役世代の保険料引上げと引退世代の給付額抑制が続くなど非常に厳しい状況が続いている。今求められていることは、国民の年金に対する不安や不公平感を払拭することである。

よって、地方議会議員の厚生年金加入については、引き続き断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月　　日

衆議院議長

参議院議長

各あて

内閣総理大臣

総務大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

中谷　恭典